

第7部



南海トラフ地震編

第7部 南海トラフ地震編

1	南海トラフ地震防災対策推進地域	661
2	南海トラフ地震に関連する情報とは	661
3	都の対応方針	663
4	区の対応方針	663

1 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条では、南海トラフ地震防災対策推進地域が指定され、指定地域については同法第5条の規定に基づく推進計画の作成が求められているが、板橋区は該当しない。

平成29年11月1日から、気象庁はこれまでの「東海地震注意情報」及び「東海地震警戒宣言」に代わり「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとなった。

2 南海トラフ地震に関する情報とは

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

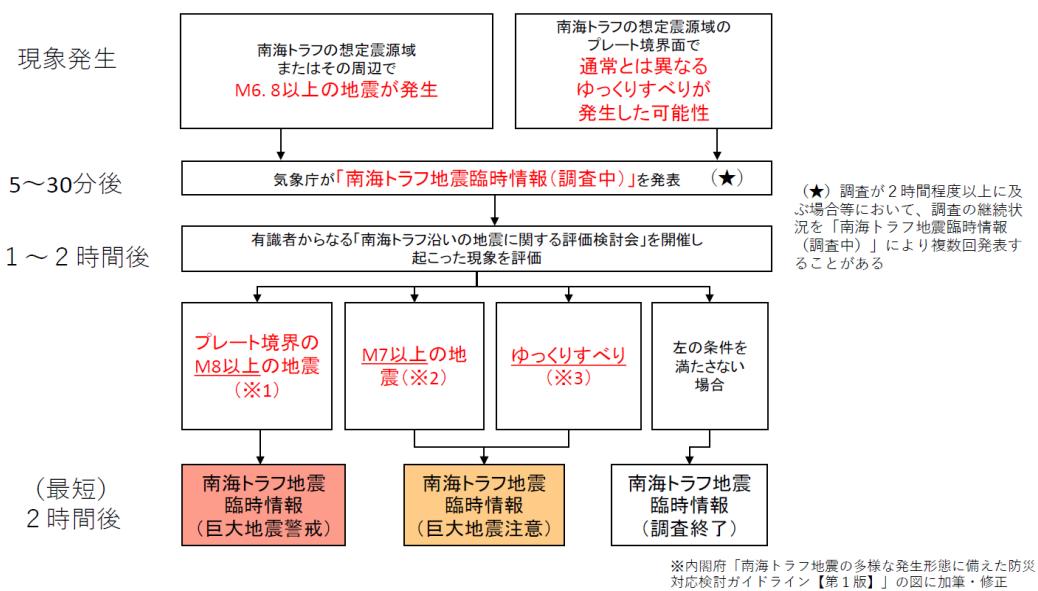
情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ （巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」(令和元年5月31日)

3 都の対応方針

情報の発表時には、都総務局総合防災部が「情報連絡態勢」（南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表時）あるいは、「災害即応対策本部」（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表時）を構築し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行っている。また、東京都防災ホームページ、東京都防災X（旧Twitter）、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行うとともに、家具の固定や避難先の確認、島しょ部を中心とした津波への注意など、事前の備えに関する再確認を促すとしている。

4 区の対応方針

現在の地域防災計画では、初動対応は基本的に首都直下地震の発生を想定した第4部災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）を準用することとなっている。南海トラフを震源とする地震では、区の震度は震度5弱～5強と想定されている。南海トラフ地震に関する情報に該当する事象が発生した際は、区内でも強い揺れを観測し非常配備態勢の発令基準に該当する場合を考えられる。

この基準に達しない場合でも、さらなる地震への警戒や被災地への支援体制の構築が早急に求められる。については、状況に応じて非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を検討するとともに、関係機関と緊密に連携し、区民に対して備えを呼びかける等の注意喚起及び初動対応の確認を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部